

盛岡広域振興局長告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和7年8月5日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和

1（1）路線名 不動盛岡線

（2）供用開始の区間

ア 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割85番2地先から第4地割14番2地先まで

イ 紫波郡矢巾町大字上矢次第5地割1番3地先から大字煙山第17地割116番1地先まで

（3）供用開始の期日 令和7年8月5日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和7年8月5日から同年9月5日まで

2（1）路線名 盛岡滝沢線

（2）供用開始の区間 滝沢市鵜飼年毛225番3地先から鵜飼八人打39番2地先まで

（3）供用開始の期日 令和7年8月5日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡広域振興局土木部

イ 期間 令和7年8月5日から同年9月5日まで